

### 広島県公営企業管理規程第三号

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

#### 広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

広島県公営企業財務規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第六号を次のように改める。

六 児童手当及び子ども手当

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。